

# 入塾誓約書

私は、坪田塾に入塾をするにあたり、下記の事項を厳守することを誓約いたします。

## 第1条（教室利用）

- ・万が一生徒本人の故意・過失による行為で、施設・設備に故障・破損があった場合、弁償します。
- ・その他、通塾に関するきまりについては、教室ごとのきまりに従います。（駐輪場所や飲食、ゴミの捨て方、トイレの使用法についてなど）

## 第2条（危機発生時）

- ・危機発生時には、教室長の指示に従います。
- ・危機管理上必要と思われた場合、生徒の通塾を制限することを承諾します。  
（台風や地震等、災害時における休校については、塾のホームページでお知らせ致します。）

## 第3条（退会の申し出）

- ・退会の申し出は、所定の書類を記入の上、本人が教室責任者に書類を提出します。
- ・月末付けで退会します。（月途中の退会はしません）
- ・退会前月末日までに書類を提出します。  
例）3月末退会であれば、2月末日までに教室責任者に書類を提出します。

## 第4条（振り替え等）

- ・やむを得ず休むことになった授業の振替は、「同じ月の間」に消化し、翌月には持ち越しません（権利は消滅します）。また、通常授業から（春期、GW、夏期、冬期講習などの）特別講習の期間内への振替、特別講習期間から通常授業への振替はしません。また、通塾日が祝日に当たる場合の振替もしません。
- ※当塾は「完全月謝制」をとっております。月によって通塾回数に多少のばらつきはありますが、1カ月の通塾日数に関わらず、月謝は一律となります。

## 第5条（隠し事）

- ・生徒が塾で講師に話したことや、保護者がメールで講師に伝えたことは、親子間で伝えることは十分ありうることを理解します（そもそも、誰かに話したことは、隠していても結局は伝わるものです）。そして、伝わったとしても、塾もしくは講師に苦情は言いません。親子間で嘘や隠し事はしません。

## 第6条（通塾をお断りする場合について）

- ・病気や怪我が原因で、通塾の継続が困難であると教室責任者等が判断した場合は、その判断に従います（坪田塾はあくまで「学習塾」であり、講師は「医療の専門家」ではありません）。

## 第7条（スマートフォンの扱いについて）

- ・塾で勉強する間は、原則としてスマートフォンはカバン等の中に入れて、勉強の妨げにならないようにしておきます。

## 第8条（心構え）

- ・坪田塾に入塾する以上、親子であっても互いの存在を尊重します。  
馬鹿にしたり、傷つけたり、いたしません。

年 月 日

住所

保護者氏名

受講者氏名